

岩手県営建設工事請負契約書例文（別記）の一部改正に係る新旧対照表

改正前	改正後
<p>(総則)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。</p> <p>6～12 [略]</p> <p>(契約の保証)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（<u>第4項</u>において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。</p> <p><u>3</u> [略]</p> <p><u>4</u> 請負代金の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。</p> <p><u>(委任又は下請の制限)</u></p> <p>第6条 [略]</p> <p>(監督員)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 発注者が監督員を置いたときは、この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。</p> <p>6 [略]</p> <p>(支給材料及び貸与品)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に<u>第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵</u>があり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。</p> <p>5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料又は貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。</p> <p>6～9 [略]</p> <p>10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは<u>き損</u>し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは<u>現状</u>に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。</p> <p>11 [略]</p> <p>(工事用地の確保等)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は<u>工事用地</u>の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、<u>又は</u>工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。</p> <p>5 [略]</p> <p>(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)</p>	<p>(総則)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 この契約書に定める<u>催告</u>、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。</p> <p>6～12 [略]</p> <p>(契約の保証)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（<u>第5項</u>において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。</p> <p><u>3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第50条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。</u></p> <p><u>4</u> [略]</p> <p><u>5 請負代金額</u>の変更があった場合には、保証の額が変更後の<u>請負代金額</u>の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。</p> <p><u>(一括委任又は一括下請負の禁止)</u></p> <p>第6条 [略]</p> <p>(監督員)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 発注者が監督員を置いたときは、この契約書に定める<u>催告</u>、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。</p> <p>6 [略]</p> <p>(支給材料及び貸与品)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に<u>種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）</u>などがあり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。</p> <p>5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料<u>若しくは</u>貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料<u>若しくは</u>貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。</p> <p>6～9 [略]</p> <p>10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは<u>毀損</u>し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは<u>原状</u>に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。</p> <p>11 [略]</p> <p>(工事用地の確保等)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は<u>工事用地等</u>の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、<u>発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、</u>発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。</p> <p>5 [略]</p> <p>(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)</p>

改正前	改正後
<p>第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。 この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期又は請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>	<p>第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。 この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>
<p>2～4 [略] (発注者の請求による工期の短縮等)</p>	<p>2～4 [略] (発注者の請求による工期の短縮等)</p>
<p>第22条 [略] <u>2 発注者は、この契約書の他の条項により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。</u> 3 発注者は、<u>前2項</u>の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。 (一般的損害)</p>	<p>第22条 [略] 2 発注者は、<u>前項</u>の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。 (一般的損害)</p>
<p>第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（<u>第48条第1項</u>の規定により付された保険等により填補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。 (第三者に及ぼした損害)</p>	<p>第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（<u>第54条第1項</u>の規定により付された保険等により填補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。 (第三者に及ぼした損害)</p>
<p>第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（<u>第48条第1項</u>の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。</p>	<p>第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（<u>第54条第1項</u>の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。</p>
<p>2 [略] 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその解決に当たるものとする。 (不可抗力による損害)</p>	<p>2 [略] 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその<u>処理</u>解決に当たるものとする。 (不可抗力による損害)</p>
<p>第29条 [略] 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び<u>第48条第1項</u>の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。</p>	<p>第29条 [略] 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び<u>第54条第1項</u>の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。</p>
<p>3～5 [略] 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可効力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「<u>損害の取片付けに要する費用</u>の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。 (前金払)</p>	<p>3～5 [略] 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可効力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「<u>損害の取片付けに要する費用の額</u>の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。 (前金払及び中間前金払)</p>
<p>第34条 [略] 2 [略] 3 受注者は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、第37条の規定による部分払を請求する以前において、保証事業会社と中間前払金に<u>関し</u>、保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。ただし、本項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、第37条の規定による部分払を請求することはできない。なお、発注者が特別な事情があると認めるときは、<u>この限りではない</u>。</p>	<p>第34条 [略] 2 [略] 3 受注者は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、第37条の規定による部分払を請求する以前において、保証事業会社と中間前払金に<u>関する</u>保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の<u>中間前払金</u>の支払を発注者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。ただし、本項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、第37条の規定による部分払を請求することはできない。なお、発注者が特別な事情があると認めるときは、<u>この限りでない</u>。</p>
<p>4 [略] 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（※読み替え後は10分の5）（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6（※読み替え後は10分の7））から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払</p>	<p>4 [略] 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（※読み替え後は10分の5）（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6（※読み替え後は10分の7））から受領済みの前払金額（<u>中間前払金の支払を受けているときは、中</u></p>

改正前	改正後
<p>金の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。</p> <p>6～8 [略] (保証契約の変更)</p> <p>第35条 [略]</p> <p>2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が<u>変更</u>された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。</p> <p>3 [略] (前払金の使用等)</p> <p>第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から<u>平成32年3月31日までに</u>、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、<u>平成32年3月31日までに</u>払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。</p> <p>(<u>瑕疵担保</u>)</p> <p>第41条 発注者は、工事目的物に<u>瑕疵</u>があるときは、<u>受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。</u>ただし、<u>瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。</u></p> <p><u>2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から2年（当該工事目的物が木造の建物等の建設工事又は設備工事等に係るものである場合には1年）以内に行われなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意若しくは重大な過失により生じた場合、又は住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条第1項に規定する住宅の構造耐力上主要な部分若しくは同条第2項に規定する住宅のうち雨水の浸入を防止する部分について生じた場合（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）には、請求を行うことのできる期間は10年とする。</u></p> <p><u>3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。</u></p> <p><u>4 発注者は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失又は毀損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。</u></p> <p><u>5 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、発注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しな</u></p>	<p><u>間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第36条までにおいて同じ。）の支払を請求することができる。</u>この場合においては、第2項の規定を準用する。</p> <p>6～8 [略] (保証契約の変更)</p> <p>第35条 [略]</p> <p>2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が<u>減額</u>された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。</p> <p>3 [略] (前払金の使用等)</p> <p>第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から<u>令和2年3月31日までに</u>、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、<u>令和2年3月31日までに</u>払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。</p> <p>(<u>契約不適合責任</u>)</p> <p>第41条 発注者は、<u>引き渡された</u>工事目的物が<u>種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）</u>であるときは、<u>受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完</u>を請求することができる。ただし、その<u>履行の追完</u>に過分の費用を要するときは、発注者は<u>履行の追完</u>を請求することができない。</p> <p><u>2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものではないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。</u></p> <p><u>3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。</u></p> <p>(1) <u>履行の追完が不能であるとき。</u></p> <p>(2) <u>受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。</u></p> <p>(3) <u>工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>ったときは、この限りでない。</u> <u>(履行遅滞の場合における損害金等)</u></p> <p><u>第42条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。</u></p> <p><u>2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額とする。</u></p> <p><u>3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。</u></p> <p>(発注者の解除権)</p> <p>第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>その責めに帰すべき事由により</u>工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが<u>明らかに</u>ないと認められるとき。</p> <p>(3) [略]</p> <p><u>(4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。</u></p> <p><u>(5) 第45条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</u></p> <p><u>(6) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。</u></p> <p><u>ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。</u></p> <p><u>イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</u></p> <p><u>ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</u></p> <p><u>エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</u></p> <p><u>オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</u></p> <p><u>カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</u></p> <p><u>キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。</u></p> <p><u>(契約が解除された場合等の違約金)</u></p> <p><u>第43条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内</u></p>	<p>(発注者の任意解除権)</p> <p><u>第42条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条、第44条又は第44条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。</u></p> <p><u>2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。</u></p> <p>(発注者の催告による解除権)</p> <p>第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは<u>相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは</u>この契約を解除することができる。<u>ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。</p> <p>(3) [略]</p> <p><u>(4) 正当な理由なく、第41条第1項の履行の追完がなされないとき。</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。</u></p>

改正前	改正後
<p>に支払わなければならない。</p> <p>(1) <u>前条の規定によりこの契約が解除された場合</u></p> <p>(2) <u>受注者とその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合</u></p> <p>2 <u>次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。</u></p> <p>(1) <u>受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人</u></p> <p>(2) <u>受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人</u></p> <p>(3) <u>受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等</u></p> <p>3 <u>第1項の場合（前条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。</u></p>	<p><u>（発注者の催告によらない解除権）</u></p> <p>第44条 <u>発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</u></p> <p>(1) <u>第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。</u></p> <p>(2) <u>この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。</u></p> <p>(3) <u>引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。</u></p> <p>(4) <u>受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。</u></p> <p>(5) <u>受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。</u></p> <p>(6) <u>契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。</u></p> <p>(7) <u>前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。</u></p> <p>(8) <u>暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。</u></p> <p>(9) <u>第46条又は第47条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</u></p> <p>(10) <u>受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。</u></p> <p>ア <u>役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。</u></p> <p>イ <u>暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</u></p> <p>ウ <u>役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</u></p> <p>エ <u>役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</u></p> <p>オ <u>役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</u></p> <p>カ <u>下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>第43条の3</u> 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>第44条</u> 発注者は、<u>工事が完成するまでの間は、第43条及び前条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。</u></p> <p><u>2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。</u></p> <p>(受注者の解除権)</p> <p><u>第45条</u> 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。</u></p> <p><u>2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。</u></p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p><u>第46条</u> 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の場合において、第34条（債務負担行為に係る契約にあつては、債務負担行為に係る契約の特則第2条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を、<u>第47条第1項</u>の規定により受注者が賠償金を支払わなければならない場合にあつては当該賠償金の額を、それぞれ同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第43条、<u>第43条の2第2項又は第43条の3</u>の規定によるときにあつてはその余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.7パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が<u>第44条又は前条</u>の規定によるときにあつてはその余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若</p>	<p><u>キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。</u></p> <p><u>第44条の2</u> 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>直ちに</u>この契約を解除することができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(<u>発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限</u>)</p> <p><u>第45条</u> 第43条各号、第44条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、<u>前3条の規定による契約の解除をすることができない。</u></p> <p>(<u>受注者の催告による解除権</u>)</p> <p><u>第46条</u> 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、<u>相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</u></p> <p>(<u>受注者の催告によらない解除権</u>)</p> <p><u>第47条</u> 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>直ちに</u>この契約を解除することができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(<u>受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限</u>)</p> <p><u>第48条</u> 第46条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、<u>前2条の規定による契約の解除をすることができない。</u></p> <p>(<u>解除に伴う措置</u>)</p> <p><u>第49条</u> 発注者は、この契約が<u>工事の完成前に</u>解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の場合において、第34条（債務負担行為に係る契約にあつては、債務負担行為に係る契約の特則（<u>以下この項において「特則」という。</u>）第2条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第37条<u>及び債務負担行為に係る契約にあつては、特則第3条</u>の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を、<u>第53条第1項</u>の規定により受注者が賠償金を支払わなければならない場合にあつては当該賠償金の額を、それぞれ同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第43条、<u>第44条、第44条の2又は次条第3項</u>の規定によるときにあつては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.7パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が<u>第42条、第46条又は第47条</u>の規定によるときにあつては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>4 受注者は、この契約が<u>工事の完成前に</u>解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、</p>

改正前	改正後
<p>しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p> <p>7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。</p> <p>8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第43条、<u>第43条の2第2項又は第43条の3</u>の規定によるときは発注者が定め、<u>第44条又は前条</u>の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p>	<p>代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>5 受注者は、この契約が<u>工事の完成前に</u>解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>6 受注者は、この契約が<u>工事の完成前に</u>解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p> <p>7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付け<u>について異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付け</u>に要した費用を負担しなければならない。</p> <p>8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第43条、<u>第44条、第44条の2又は次条第3項</u>の規定によるときは発注者が定め、<u>第42条、第46条又は第47条</u>の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p> <p><u>9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。</u> <u>（発注者の損害賠償請求等）</u></p> <p><u>第50条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</u></p> <p><u>(1) 工期内に工事を完成することができないとき。</u></p> <p><u>(2) この工事目的物に契約不適合があるとき。</u></p> <p><u>(3) 第43条又は第44条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</u></p> <p><u>2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 第43条又は第44条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。</u></p> <p><u>(2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。</u></p> <p><u>3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。</u></p> <p><u>(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人</u></p> <p><u>(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人</u></p> <p><u>(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等</u></p> <p><u>4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。</u></p> <p><u>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額とする。</u></p> <p><u>6 第2項の場合（第44条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証</u></p>

改正前	改正後
<p>(賠償の予約)</p> <p>第47条 受注者は、第43条の3各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による請負代金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。工事が完成した後も同様とする。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。</p> <p>(受注者の損害賠償請求等)</p> <p>第51条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第46条又は第47条の規定によりこの契約が解除されたとき。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p> <p>2 第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。</p> <p>(契約不適合責任期間等)</p> <p>第52条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第31条第4項又は第5項(第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。</p> <p>3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。</p> <p>4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。</p> <p>5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。</p> <p>6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。</p> <p>7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。</p> <p>8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。</p> <p>9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)第5条に定める部分の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。</p> <p>10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。</p> <p>(賠償の予約)</p> <p>第53条 受注者は、第44条の2各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による請負代金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。工事が完成した後も同様とする。</p> <p>2・3 [略]</p>

改正前	改正後
<p>(火災保険等)</p> <p>第48条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(あっせん又は調停)</p> <p>第49条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による岩手県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。</p> <p>2 [略]</p> <p>(仲裁)</p> <p>第50条 [略]</p> <p>(情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第51条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第52条 [略]</p>	<p>(火災保険等)</p> <p>第54条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(あっせん又は調停)</p> <p>第55条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による岩手県建設工事紛争審査会(以下次条において「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。</p> <p>2 [略]</p> <p>(仲裁)</p> <p>第56条 [略]</p> <p>(情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第57条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第58条 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

令和2年4月1日以降に締結される契約について適用する。